

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調査の縦覧

水産課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 道路の占用を制限する区域の指定

〃

○ 指定納付受託者の指定

会計課

〃

〃

【公告】

○ 国土調査の成果の認証

中山間・地域振興課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 令和五年度砂利採取業務主任者試験の実施

河川課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

目次

○ 個人演説会等を開催することができる施設の異動

担当課（室）

◎岡山県告示第四百四十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山県倉敷市児島元浜町二七八二一 佐上 一彦

岡山県倉敷市児島元浜町二八三六 佐上 悟

二 加入区

児島

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

児島漁業協同組合

四 縦覧期間

令和五年九月十二日から同月二十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和5年9月12日 岡山県公報 第12531号

◎岡山県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 落合建部線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市且土字宮ノ後二四九番一地先から 真庭市且土字岡野ケ市一七一二番五地先 を経て 久米郡美咲町西川上字前茶畑三四二七番 九地先まで	新	八・二〇 四三・〇	三五〇・五
真庭市且土字宮ノ後二四九番一地先から 久米郡美咲町西川上字前茶畑三四二七番 九地先まで	旧	六・〇〇 七六・三	四九八・七
真庭市且土字宮ノ後二四九番一地先から 久米郡美咲町西川上字前茶畑三四二七番 九地先まで	旧	六・〇〇 七六・三	四九八・七

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上山且土線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市且土字下八田一六八四番一地先から 真庭市且土字えんかい一七二四番一地先 まで	新	九・七〇 三四・九	一一九・三
真庭市且土字下八田一六八四番一地先から 真庭市且土字円開一六八九番一地先まで	旧	二八・八〇 三一・三	二二三・〇

令和5年9月12日 岡山県公報 第12531号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 江与味上河内線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市且土字円開一六九四番一地先から 真庭市且土字岡野ケ市一七一二番五地先 を経て 久米郡美咲町西川上字中島三四三六番二 地先まで		新	八・二〇 三七・〇	三〇一・五
		旧	六・〇〇 三五・〇	三一四・二
		新	六・〇〇 三五・〇	三一四・二
真庭市且土字円開一六九四番一地先から 久米郡美咲町西川上字中島三四三六番二 地先まで		旧	六・〇〇 三五・〇	三一四・二

一 道路の種類 県道
 二 路線名 吉ヶ原美作線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町休石字宮ノ下五一番二地先 から 久米郡美咲町休石字宮ノ前道下三五番二 地先まで		新	二〇・〇〇 二五・〇	六三・五
		旧	二三・〇〇 二九・三	六三・五
久米郡美咲町休石字宮ノ下五一番二地先 から 久米郡美咲町休石字宮ノ前道下三五番二 地先まで		旧	二三・〇〇 二九・三	六三・五

令和5年9月12日 岡山県公報 第12531号

◎岡山県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道	落合建部線	真庭市且土字円開一六九四番一地先から真庭市且土字岡野ケ市一七一二番五地先を経て久米郡美咲町西川上字前茶畑三四二七番九地先まで	令和五年九月十三日（十時）
	上山且土線	真庭市且土字下八田一六八四番一地先から真庭市且土字えんかい一七一四番一地先まで	
	江与味上河内線	真庭市且土字円開一六九四番一地先から真庭市且土字岡野ケ市一七一二番五地先を経て久米郡美咲町西川上字中島三四三六番二地先まで	

◎岡山県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	落合建部線	真庭市且土字宮ノ後二四九番一地先から 真庭市且土字岡野ケ市一七一二番五地先を経て 久米郡美咲町西川上字前茶畑三四二七番九地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和五年九月十二日

◎岡山県告示第四百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年九月十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定納付受託者の名称及び住所

三井住友カード株式会社

大阪市中央区今橋四丁目五番一五号

二 指定の日

令和五年九月五日

三 指定納付受託者が取り扱う歳入の種類

岡山県が開設する収納窓口においてカード決済及びコード決済を利用して納付する
使用料及び手数料

四 指定納付受託者による納付の事務を開始する日

令和五年十月一日

◎岡山県告示第四百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年九月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定納付受託者の名称及び住所

中銀カード株式会社

岡山市北区柳町二丁目一一番二三号

二 指定の日

令和五年九月五日

三 指定納付受託者が取り扱う歳入の種類

岡山県が開設する収納窓口においてカード決済を利用して納付する使用料及び手数料

四 指定納付受託者による納付の事務を開始する日

令和五年十月一日

令和5年9月12日 岡山県公報 第12531号

〔四六三〕国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和五年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
新見市	令和三年五月 令和四年十二月	新見市の地 籍図及び地 籍簿	神郷下神代 の一部	令和五年九月四日
新見市	令和三年五月 令和四年十二月	新見市の地 籍図及び地 籍簿	哲多町本郷 ・花木の一 部	令和五年九月四日
真庭市	令和三年四月 令和五年三月	真庭市の地 籍図及び地 籍簿	蒜山下和の 一部	令和五年九月四日
真庭市	令和三年四月 令和五年二月	真庭市の地 籍図及び地 籍簿	勝山の一部	令和五年九月四日
真庭市	令和三年四月 令和五年二月	真庭市の地 籍図及び地 籍簿	小童谷の一 部	令和五年九月四日
真庭市	令和三年四月 令和五年二月	真庭市の地 籍図及び地 籍簿	延風の一部	令和五年九月四日
岡山市	令和二年九月 令和四年二月	岡山市の地 籍図及び地 籍簿	北区御津中 山の一部②	令和五年九月四日
岡山市	平成二十九年七月 令和五年一月	岡山市の地 籍図及び地 籍簿	北区御津高 津の一部	令和五年九月四日
岡山市	令和二年七月 令和四年三月	岡山市の地 籍図及び地 籍簿	東区浦間の 一部	令和五年九月四日
岡山市	令和二年九月 令和四年三月	岡山市の地 籍図及び地 籍簿	③ 北区建部町 中田の一部	令和五年九月四日

令和5年9月12日 岡山県公報 第12531号

高 梁 市	真 庭 市
令和五年二月 、 令和三年五月	令和五年三月 、 令和三年四月
籍 簿 籍 図 及 び 地	籍 簿 籍 図 及 び 地
区 (松 山 C 地	赤 野 の 一 部
令 和 五 年 九 月 四 日	令 和 五 年 九 月 四 日

令和5年9月12日 岡山県公報 第12531号

〔四六四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の出入口の数

（届出書に記載のとおり）

4 変更年月日

令和五年九月一日

二 届出年月日

令和五年八月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年九月十二日から令和六年一月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課

〔四六五〕砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和五年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和五年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市北区芳賀五三〇一番地
テクノサポート岡山 研修室

二 試験期日

令和五年十一月十日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書等の受付期間

令和五年九月十二日（火曜日）から同年十月十一日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書等の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇
岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千二十円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。ただし、令和五年十月一日以降は、収納専用窓口で手数料を納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。以下同じ。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一七四七八）又は各県民局建設部に行うこと。

〔四六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市長良字笠屋一九七―一、一九七―三、一九八―一、一九八―二、一九八―三、一九九―一、一九九―三、一九九―四、二〇〇―一、二〇〇―二の一部、二〇〇―三、二〇〇―五、二〇〇―一―一、二〇〇―一―四、二〇二―三、二三一、二三四、二三五―一、二三五―二の一部、二三五―三の一部、二三五―五の一部、二三五―六の一部、二三五―八の一部、二三五―九の一部、二三五―一〇の一部、二三六―一、二三七―一、二三七―三、二三八―一、二四〇―一、二四一、二四二―一、二四二―三、二四二―四、二四三―一、二四三―三、二四三―四の一部、二四三―五、二三八―一地先から二四二―三地先まで道、二四三―五地先道、一九九―三地先から二〇〇―二地先まで水路、二〇〇―一地先から二〇二―三地先まで水路、二三一地先から二三五―五地先まで水路、二四二―一地先から二四二―四地先まで水路、字上取取二〇七―三、二〇九―三、二一一―一、二一二―二、二一三―一、二一四―一、二一五―一、二一五―四、二二六―一、二二六―二、二二六―三、二二七―一、二二七―四、二二八―一、二二二―二地先から二二四―一地先まで道、二二七―四地先から二二四―一地先まで道、二二六―二地先から二二五―四地先まで道、二二八―一地先道、二一一―一地先水路、字扇子内二一九―一、二一九―二、二一九―四、二一九―五の一部、二一九―六の一部、二一九―一の一部、二二一―一、二二二―一、二二二―二の一部、二二二―四、二二三―一、二二四―一、二二五、二二六―一、二二六―二、二二七―一、二二七―二、二二八―一、二二九―一、二二九―二、二二九―三、二二九―四、二二九―五、二三〇―一、二三〇―二、二二二―一―二地先から二一九―二地先まで道、二二九―三地先から二二二―二地先まで道、二二一―一地先から二一九―四地先まで水路、二二四―一地先水路、字村前二三二―二三三、二三二地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市赤浜五〇〇

コアテック株式会社

代表取締役 須増 仁志

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月八日岡山県指令建指第八〇号

〔四六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年九月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市長良字笠屋一九七一―一九七―三、一九八―一、一九八―二、一九八―三、一九九―一、一九九―三、一九九―四、二〇〇―一、二〇〇―二の一部、二〇〇―三、二〇〇―五、二〇一―一、二〇一―四、二〇二―三、二〇三―一、二〇三―四、二〇三―五―一、二〇三―五―二の一部、二〇三―五―三の一部、二〇三―五―五の一部、二〇三―五―六の一部、二〇三―五―八の一部、二〇三―五―九の一部、二〇三―五―一〇の一部、二〇三―六―一、二〇三―七―一、二〇三―七―三、二〇三―八―一、二〇四―一、二〇四―一、二〇四―二―一、二〇四―二―三、二〇四―二―四、二〇四―三―一、二〇四―三―三、二〇四―三―四の一部、二〇四―三―五、二〇四―三―八―一地先から二〇四―二―三地先まで道、二〇四―三―五地先道、一九九―三地先から二〇〇―二地先まで水路、二〇〇―一地先から二〇二―三地先まで水路、二〇三―一地先から二〇三―五―五地先まで水路、二〇二―一地先から二〇二―四地先まで水路、字上取取二〇七―三、二〇九―三、二一一―一、二一二―二、二一三―一、二一四―一、二一五―一、二一五―四、二一六―一、二一六―二、二一六―三、二一七―一、二一七―四、二一八―一、二二一―二地先から二一四―一地先まで道、二一七―四地先から二一四―一地先まで道、二一六―二地先から二一五―四地先まで道、二一八―一地先道、二一一―一地先水路、字扇子内二一九―一、二一九―二、二一九―四、二一九―五の一部、二一九―六の一部、二一九―一の一部、二二一―一、二二二―一、二二二―二の一部、二二二―四、二二三―一、二二四―一、二二五、二二六―一、二二六―二、二二七―一、二二七―二、二二八―一、二二九―一、二二九―二、二二九―三、二二九―四、二二九―五、二三〇―一、二三〇―二、二三二―一―二地先から二一九―二地先まで道、二二九―三地先から二三二―二地先まで道、二二一―一地先から二一九―四地先まで水路、二二四―一地先水路、字村前二三二―二三三、二三二地先水路

二 公共施設の種別

道路、緑地、水路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市赤浜五〇〇

コアテック株式会社

代表取締役 須増 仁志

五 許可年月日及び許可番号

令和三年六月八日岡山県指令建指第八〇号

◎岡山県選管告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年九月十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、一六九	高 梁 市	七、七九九
岡山市中区	四〇、〇五四	新 見 市	七、八四九
岡山市東区	二五、八六二	備前市・和気郡	一三、〇三二
岡山市南区	四五、七七八	瀬 戸 内 市	一〇、二六六
倉敷市・都窪郡	一三三、九七〇	赤 磐 市	一一、九七六
津山市・苫田郡・勝田郡	三五、〇四二	真庭市・真庭郡	一二、二五一
玉 野 市	一六、〇四〇	美作市・英田郡	七、七五四
笠 岡 市	一三、〇三三	浅口市・浅口郡	一二、五〇四
井原市・小田郡	一四、五九〇	久 米 郡	五、〇五〇
総 社 市	一八、八二〇		

◎岡山県選管告示第七十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、岡山市選挙管理委員会から、次のとおり異動があった旨報告があった。

令和五年九月十二日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

岡山ドーム	施設の名称			
施設の管理者	異動事項			
北長瀬未来ふれあいパートナーズ	新			
岡山市長	旧			
令和五年四月一日	異動年月日			